

市民が主体のまちづくり



**まちづくりの主役は
私たち市民です!**

第1部 参加しよう!まちづくり編

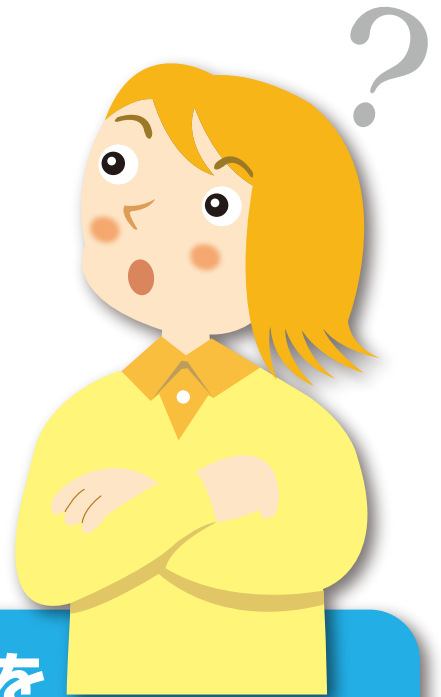
「第1部 参加しよう!まちづくり編」

第2部 読んでみよう!条文編

「第2部 読んでみよう!条文編」

の2部構成で釧路市まちづくり基本条例についてご紹介します

なぜまちづくり 基本条例を つくったの?



「市民が主体のまちづくり」を 実現するための基本的なルールが必要!

地域の特性を生かした「釧路らしい」まちづくりを進めるためには、市民の皆さんの力が不可欠です。

そのため、これまで釧路市が市民の皆さんと進めてきた「市民と行政が協働するまちづくり」の考え方と取組をさらに深めて、「市民が主体のまちづくり」を実現するために、まちづくりを支える人たちの役割を明らかにし、基本的なルールを定める「釧路市まちづくり基本条例」をつくりました。

これもチェック!「市民と協働するまちづくり推進指針」

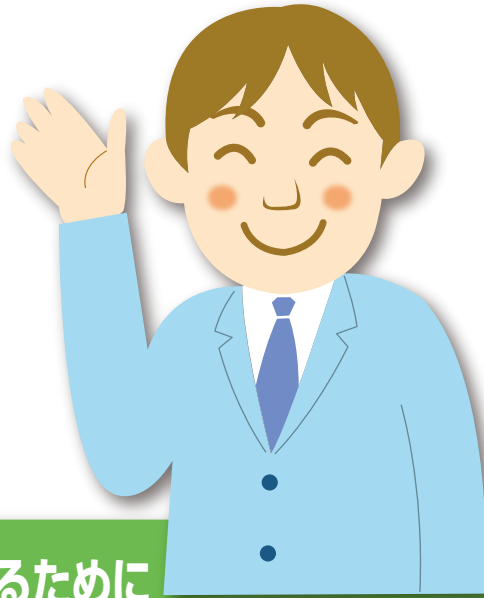
市では3市町合併前の旧釧路市時代に、「市民と協働するまちづくり推進指針(平成11年9月策定)」をつくり、「市民と行政が互いに対等な立場で、ともに考え、協力して取り組む信頼関係とパートナーシップの確立」を目指して、市民意見提出手続(パブリックコメント)制度や、「市民活動センター わっと」をスタートするなど、さまざまな取組を進めてきました。

この「市民と協働するまちづくり推進指針」は平成17年10月の3市町合併を受けて、平成20年3月に改訂を行い、新たな釧路市にもその精神と取組は受け継がれています。



1. この条例では、まちづくりの基本的な考え方を定めています。
2. この条例では、市民の権利と責務、市の責務を明らかにしています。
3. この条例では、まちづくりの基本的なルールを定めて、市民を主体とするまちづくりの実現を目指しています。

まちづくり 基本条例の ポイントは?



「市民が主体のまちづくり」を実現するために
特に大切なポイントは3つ!

- ① 情報共有 —— まちづくりはまず知ることから!
- ② 市民参加 —— まちづくりに参加してみよう!
- ③ 役割分担・協働 —— 市民、議会、市長・職員が役割を果たして、共に協力し合ってまちづくり!

ポイント1 情報共有

まちづくりを支える皆さん
が同じ情報を共有する



3 ページへ →

ポイント2 市民参加

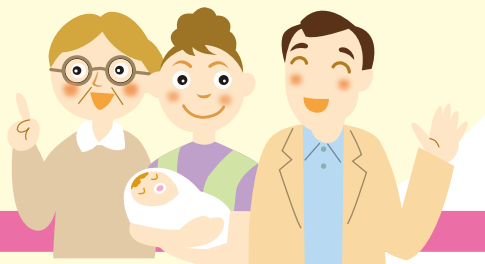
共有した情報を元に、積極的に
まちづくりに参加する



4 ページへ →

ポイント3 役割分担・協働

まちづくりを支える皆さんがそれぞれの
役割を果たしながら協力し合う



5 ページへ →



1. 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有します。
2. 市民はまちづくりへの参加を進め、市はその機会をつくれます。
3. 市民と市はお互いに理解を進め、協力し合います。

ポイント

1

情報共有

まちづくりは まず知ること から！



まちづくりを支える皆さんが情報を共有することから、まちづくりはスタートします。今のまちの状況や課題が何なのか分からなければ、話し合いや活動も始まりません。まちづくりについての情報を積極的に知るところから始めてみましょう。市役所も、市民の皆さんにとって分かりやすい情報の提供を進めていきます。

例えば

市からのお知らせを読みましょう！

市では、広報くしろやホームページ、公式フェイスブックなどで、まちづくりや市政の情報をお知らせしています。また、予算の使い道についても写真やイラストを交えてわかりやすく紹介しています。



広報くしろ

公式フェイスブック

まちづくり出前講座で話を聞いてみよう！

市では、市民の皆さんの生涯学習やまちづくりを支援するため、市の職員が講師としてお伺いする「まちづくり出前講座」を開催しています。興味のあるテーマについて話を聞いてみましょう。

釧路市 出前講座 検索

町内会の回覧板を読みましょう！

町内会では、まちづくりや地域の情報を回覧板でお知らせしています。

町内会に加入して、回覧板を読みましょう。



1. 市は市民にわかりやすく情報を提供します。
2. 市民はまちづくりへの関心を高めて情報を集めます。
3. 市と市民はお互いに情報を共有します。

まちづくりに 参加して みよう!

ポイント
2

市民
参加



釧路をよりよいまちにしていくなめには、このまちのことをよく知る皆さんが、まちづくりに参加していくことが必要です。

まちづくり、という大変なことのよう聞こえるかもしれませんが、まちづくりには身近な地域での活動から、市の取組への協力まで、さまざまな関わり方があります。自分の参加しやすいところから始めてみましょう。

例えば

町内会に入ろう!

町内会は、地域コミュニティの中心であり、まちづくりの担い手として欠かせない存在です。

町内会に加入し、活動に積極的に参加しましょう。町内会をみんなで守り育てていくことが大切です。

避難訓練に参加してみよう!

いざという時に自分や周りの人たちの身を守るために、日頃から防災の意識を高め、すぐに避難できるように備えておくことも大切なまちづくりの一つです。



イベントやお祭りに参加してみよう!

地域で行われるイベントやお祭りの多くは、事前準備から当日の運営まで市民の皆さんの参加で成り立っています。



「くしろ港まつり」ポスター

市政懇談会に行ってみよう!

市では、市長が皆さんの地域に伺い、意見交換をする「市政懇談会」を開催しています。

まちづくりへの思いを積極的に伝えてみましょう。



市政懇談会のようす



1. 市はまちづくりへの市民参加の機会をつくれます。
2. 市民はまちづくりに参加するよう努めます。
3. 市と市民は協働でまちづくりを行います。

「読んでみよう! 条文編」 9ページ「第7条 市民の責務」
11ページ「第16条 市民参加」「第17条 協働」

ポイント
3

役割分担
協働

市民、議会、市長・職員が 共に協力し合ってまちづ

まちづくりの主体としての市民の皆さんと、行政を運営する市長・職員、市民の代表である議会の3者が、それぞれの役割を果たしながら協力し合う、「協働」を進めることが、この条例の目指すまちづくりの姿です。



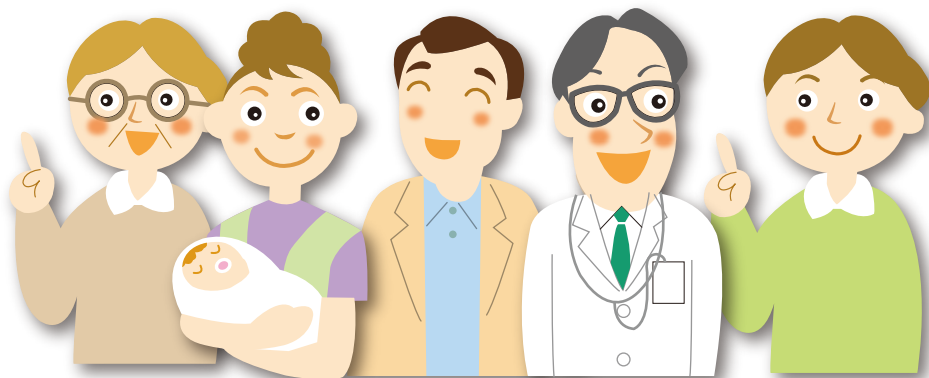
市
みんな
協働
まちづ

議会



1. 市の重要なことがらを決定します。
2. 市長や職員の仕事をチェックします。
3. 市民の意見を反映します。

役割を果たして、 くり!



民

なが
する
くり!!

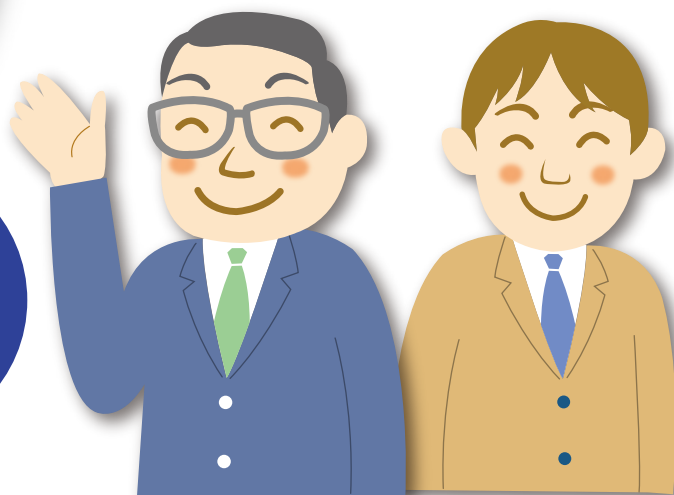
市長
職員



条例
の内容

1. まちづくりの主体としての役割を担います。
2. 責任ある発言と行動をとります。

「読んでみよう!条文編」 9ページ「第6条 市民の権利」
「第7条 市民の責務」



条例
の内容

1. 公正、誠実に仕事をします。
2. 能力の向上に努めます。
3. 市民の意見を反映します。

「読んでみよう!条文編」 9ページ「第9条 市長の責務」
「第10条 市職員の責務」

釧路市まちづくり基本条例

制定:平成27年(2015年)3月20日

施行:平成27年(2015年)10月1日

前文

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。



釧路市民憲章

平成18年10月11日制定

前文

わたしたちは、広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です。
わたしたちは、先人の開拓精神をうけつぎ、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築くために、この憲章を定めます。
きょうを充実させ、あすを発展させるために。

本文

- 一. 元気で働き、明るく豊かなまちをつくりましょう
- 一. きまりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくりましょう
- 一. 緑を育て、自然豊かなきれいなまちをつくりましょう
- 一. 人にやさしく、心ふれあう温かいまちをつくりましょう
- 一. 文化を高め、命を尊ぶ平和なまちをつくりましょう
- 一. 郷土を愛し、世界に誇れるまちをつくりましょう


釧路市民憲章の精神も
しっかり受け継ぎ
ましようね。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。



まちづくりを進めるときはまちづくり基本条例を基本として考えるんだね。

(この条例の位置付け)


第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。


(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

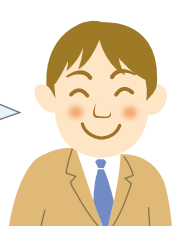
- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (6) 協働 市民及び市がまちづくりに関するそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。
- (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。




まちづくりってなんのことだろう？



釧路や地域みんなのために行われることですよ。



この条例では、釧路に住む人と、通勤や通学などで釧路に関わる人を合わせて市民としています。

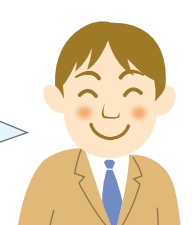


釧路に関わる色々な人たちが市民として力を合わせることで、まちづくりが進んでいくんだね。

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。



まちづくりの中でも市役所や議会が行うことを市政といいます。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

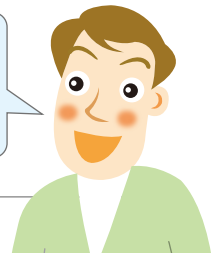
第2章 権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

- 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

私たちに「まちづくりに参加する権利」と「市政の情報を知る権利」があるんですね。



(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。

- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

権利があるからこそ、責任のある発言や行動をとらなければならないね。



(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。
- 4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

市長は私たちの意見をしっかりと聞いて市政に反映してくれるのね。



(市職員の責務)

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

職員も、市民の一員として市民目線にたって仕事をします。



(議会及び議員の責務)

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

議会は、私たちの代表である議員の皆さんが釧路市の重要なことを決めるところなんだね。

広報くしろの「議会だより」や地域で行われる議会報告会で、どんなことが行われているかわかるわよ。



第3章 コミュニティ

(コミュニティ)

第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。

- 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

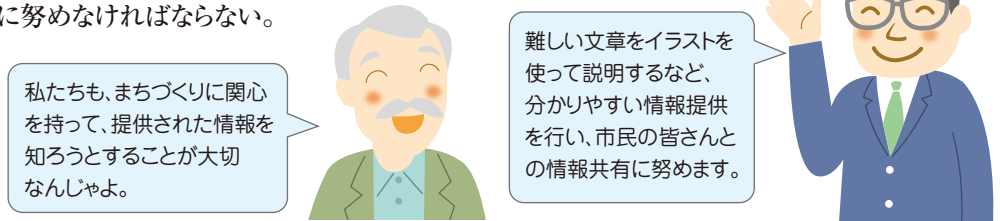


第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

- 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。



(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

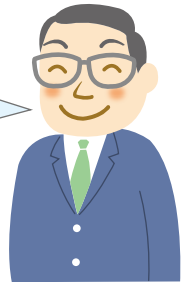
第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

市民の皆さんがまちづくりに参加しやすくなるよう、参加の機会を増やしたり、事前に十分お知らせするなどの工夫をしていきます。



(協働)

第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。



子どもがまちづくりに参加できるようにしていくことが大切だね。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。

男性と女性が平等に参画できる社会をつくっていきましょう。



(男女平等参画)

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

(危機管理)

第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。

地震や津波が起きた時、自分の身は自分で守れるように、避難場所をチェックしておこう。

ふだんから、お隣さんや市役所などと協力して助け合う関係をつくっておくことも大切ね。



(住民投票)

第21条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

市政に関して、特に重要な問題については、法律・条例にもとづいて住民投票を実施することができます。



(市民意見提出手続)

第22条 市長等は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市長等の考え方を公表しなければならない。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

- 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

- 2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。
- 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。



(行政運営)

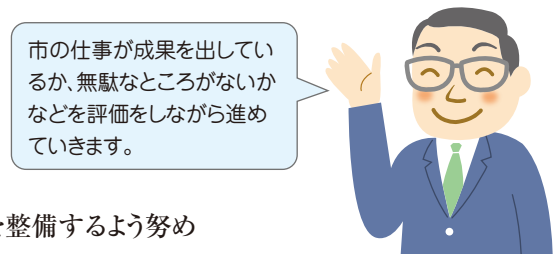
第25条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。



(行政評価)

第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。



(行政手続)

第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(国及び他の自治体との連携)

第28条 市長等は、まちづくりに関し、国及び北海道と本市との関係が対等であるという認識の下、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。

- 2 市長等は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体その他の国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。



第7章 この条例の見直し

(この条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

条例の見直しについても書かれています。

条例をつくったままにしておかないということだね。

まちづくり基本条例は、釧路のまちと同じく、みんなで育てていくことが大切です。

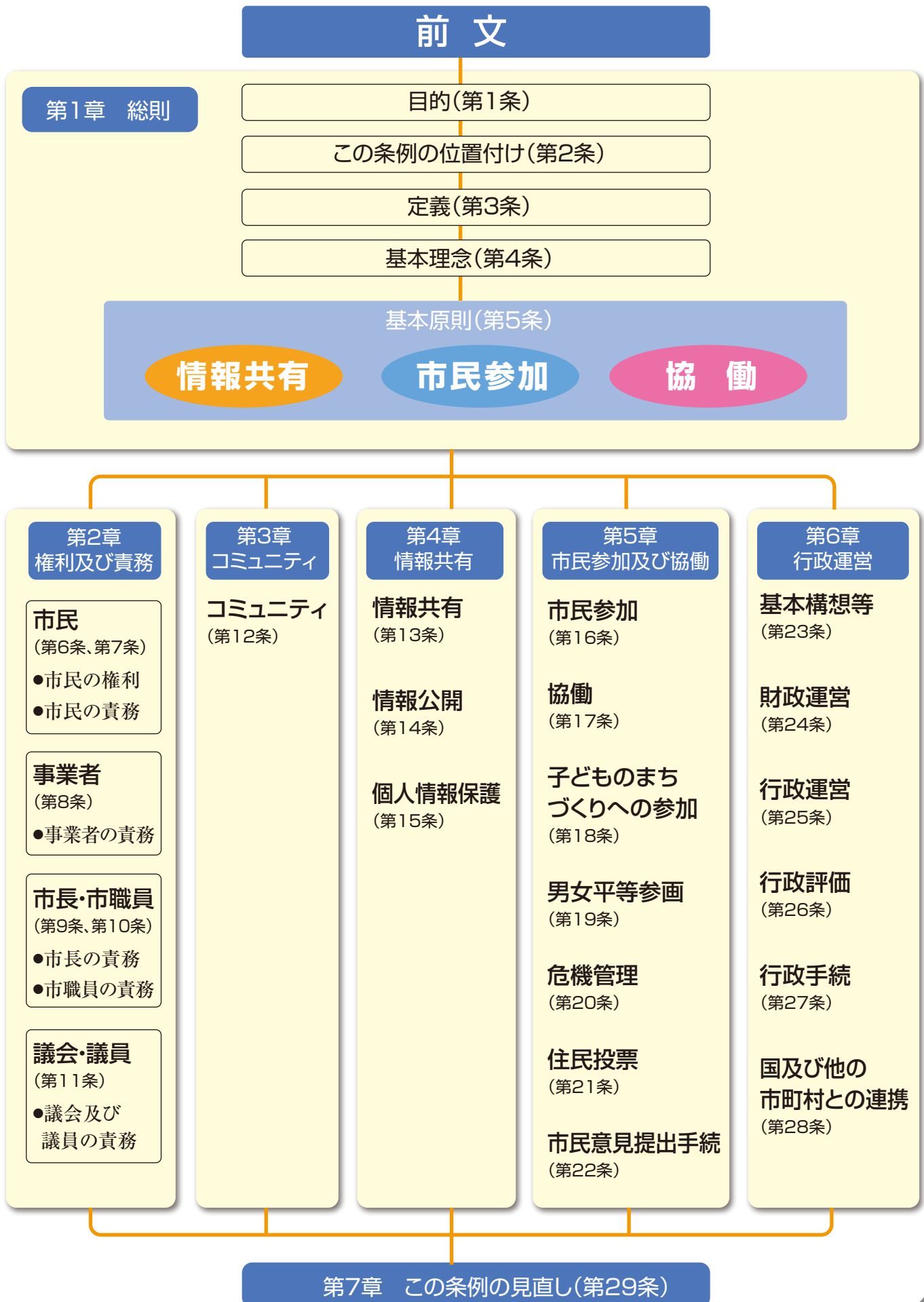
(附 則)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

「自分たちのまちのことは自分たちで考えて、
自分たちで取り組んで行く」
市民が主体のまちづくりを実現しましょう!



釧路市まちづくり基本条例の構成



まちづくり基本条例ができるまで



検討委員会での意見交換

で議決され、条例として制定されました。

検討委員の皆さまからは、非常にたくさんのご意見をいただきました。

その根底には、「これからの釧路のまちづくりは、その全てを行政が担うのではなく、『市民の力』を生かし、これまで以上に市民協働のもとで行われる必要がある」という共通認識がありました。



「釧路市動物園にキリンを贈ろう」ポスター

「市民が主体のまちづくり」を目指すまちづくり基本条例は、その検討においても、市民参加のもとで検討が進められました。

日頃、地域のまちづくりに関わっている団体の方々や公募で選ばれた方々に、有識者と市職員を加え、(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会を設立し、平成24年7月から平成26年11月まで、2年5か月の間、全23回にわたって意見交換を重ねました。

この結果を踏まえて、市が条例案を作成し、パブリックコメントを経て、平成27年釧路市議会2月定例会におい



検討結果を市長へ報告

検討期間中、釧路市では「釧路市動物園にキリンを贈ろう」という市民の願いが共感を呼び、小さな善意が寄せられ、大きな成果につながった「チャイルズエンジェル」の皆さんの活動が明るい話題として注目を集めました。

まちづくり基本条例が目指す「市民が主体のまちづくり」は、このような「自分たちのまちをよりよいものにしたい」と願う「市民の力」をさらに広げ、生かすためのものです。